

適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）

として登録された場合の取扱いについて

令和6年4月22日

京都府建設交通部指導検査課

インボイス登録により、審査基準日（決算日）時点で課税業者となった場合は、建設業許可・経営事項審査（経審）において、課税業者として取り扱います。

対象の建設業者は、以下注意事項を御確認ください。

【許可・経審】

- 工事経歴書は、税抜きで作成してください。
- 決算関係書類（経営状況分析含む）は、税抜きで作成してください。

【経審】

- 工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（別紙1）の確認書類は、以下のとおり、御準備をお願いします。（※）

※令和5年10月～12月の期間にインボイス登録した建設業者のうち、令和6年1月以降、初めて受審する方が対象です。次年度以降は経営事項審査申請の手引きを御参照ください。

A	工事種類別完成工事高及び同元請完成工事高を確認できる資料 ① 工事経歴書（様式第2号）の提出 ※ <u>税抜きで記載・計上されたもの</u> ② 上記①に記載のある工事の内、請負代金上位3件分の契約書類の提示
B	確定申告書等国税関係資料の提示 確定申告の電子申告（e-tax）の有無の別により確認 ○確定申告を電子申告していない場合 ・消費税確定申告書の控え ・消費税納税証明書の原本（納税証明書「その1」） ・所得税又は法人税の確定申告書の控え ○確定申告を電子申告している場合 ・電子申告書及び受信通知（プリントアウトしたもの） ・消費税納税証明書の原本（納税証明書「その1」。電子納付証明書の場合はプリントアウトしたもの） ・所得税又は法人税納税証明書の原本（納税証明書「その1」。電子納税証明書の場合はプリントアウトしたもの。） ※「原本提示」の書類は、「写し提出」に代えることができます。
C	建設業法第11条第2項の規定による審査対象事業年度に係る変更届出書の副本（受付印のあるもの）の提示

問い合わせ先

京都府建設交通部指導検査課建設業係
(075-414-5222)